# 組合Q&A

# 組合運営上の基 本原則等

#### Q 基本原則を教えてください 事業協 同組合の 運営上 の

も次の事項について十分理解して 事務局全員において、 発起人、役員に限らず組合員及び られます。このことについては、 おくことが必要です。 **「たっては、その性格及び運営上** 原則について十分な認識が求め 業協同組合の設立及び運営に すくなくと

## ||性格・特質

## 1)人的結合体

同 法」という。)は次に述べる「協 持っています。そのため、 は 入脱退の自由等の基準、 企業等協同組合法(以下 る人的結合体としての性格を 人と人との結びつきを中心とす 業を実施する組織であるため 出資口数の制限等によってこ .組合原則」において、 事業協同組合は、 議決権・選挙権の平等、 共同 相互扶 あるい して事 「組合 中小

### 2)自主的・民主的組織体 れを担保しています。

これについての自覚と認識が要 民主的組織体です。組合法制に 請されます。 ある組合活動には、 定が整備されており、 おいては、これを担保する諸規 て成り立つ組織であり、自主的 マや運営に参加することによっ の意思により加入し、 事業協同組合は、構成員が自 組合員には 真に効果 事業活

とは別個のものであることは留 県等の中小企業施策の受け皿と 意する必要があります。 ような外部の支援を受けること しての機能もありますが、 なお、 自主的組織体としての特質 事業協同組合には国 その B

## ③事業の特性

限られています。 員 同 ています。 位の向上を図ることを目的とし 主的経済活動の促進と経済的地 の経済活動の機会を確保 共同して事業を行なう組織であ の事業活動に関連するものに 組合の事業は、 事業協同組は、 その事業によって、 したがって、 中小企業者が 基本的に組合 組合員 事業協 自

#### (4)事業の広範性

あれば概ね実施することができ (の事業活動に関連するもので 事業協同組合の事業は、 組合

(5)組織構成の自由性 あるところに特質があります。 組合に比べ極めて広範で多様で あり、その範囲が、他の中小企業 ものは、 組合員の事業活動に関連する 多分野にわたるもので

限り、構成について制約があり 要件であり、この要件を満たす あるところに特質があります。 ており、多様な組織化が可能で おいて広範な自由性が認められ ません。すなわち、 があることが組織上・構成上の であること、4人以上の加入者 事業協同組合は、中小企業者 組織構成に

# 6 普遍的組織

されます。 同時に、次項の協同組合の基本 動等において、 事項のように組織構成・事業活 同組合は、 原則が全部、 業に利用され得る内容を持つと 約・制限が少なく、広く中小企 事業協同組合は、 中小企業組合のなか この意味で、 かつ、 他の組合より制 純粋に適用 上記までの 事業協

> 普遍的な組合であります。 でも組 合 0) 原型であり、 か つ、

# 協同組合原則

業協同組合は、

上

あり、 れます。 て、事業協同組合には、その組 中小企業の各種組合組織の基本 協同組合原則がそのまま適用さ 営の規範・基本方針として、 原型であります。 記のように したがっ 次 Ċ

(3)議決権、選挙権の平 ②加入・脱退の自由 (4) 剰余金配当の基準 相互扶助目的

りません。 み出資額に応じてしなければ ない範囲内において払い込み済 業を利用した分量に応じ、 年1割(企業組合2割) 剰余金の配当は、 組合員 を超え 又は 0 な 事

(5)組合員への直接奉仕の原 則

事業は組合自体の利益追求では 的とする組織であるから、 事業によって補完することを目 (6)ることを原則としてい 組合は、 組合員に直接効果を与え 組合員の事業を共同 その

治団体ではありません。 政治的中立の原則 組合は経済団体であっ て、

政

となどは許されません。 や特定政党の支持を決議するこ 等において特定の候補者の推薦 を含む。)を推薦したり、総会 て特定の公職選挙の候補者(組 合の役職員が候補者である場合 たがって、 組合の名におい

0) 図るために国会等への建議等の ではありません。 (治的運動はこれに抵触するも しかし、組合の健全な発展を

#### わ Q 組合の借金は組合員が払

外債務に対する組合員の負うべき う。) 第10条の出資額を限度とす 協同組合法(以下「組合法」とい 責任の限度については中小企業等 る有限責任は絶対的なものなので (1) 組合の 借入金、 買掛金等の対

せしめることを決議した場合等、 員のある特定の者を指名して負担 を決議した場合、 資金以上の金額を負担すべきこと の決議は有効ですか。 例えば、 総会において各自の出 あるいは、 組合

未回収のため、 ②右に関して貸付金、売掛金等 借入金等の返済

> すか。 11 不能を生じた場合、 債券の追求はどこまで及ぶので 責任は誰が負

どうですか。 ③赤字累積による精算の場合は

を負わせることはできないものと 解すべきです。 もってしても、これを超える責任 を限度とし、総会その他の決議を 員が負うべき責任は、その出資額 不能となった場合において、 者と取引をし、借入金、買掛金等 の債務を負い、かつ、その弁済が 組合がその事業の遂行上、 組合 第二

せん。 ては、 弁済の責めに任じなければなりま と組合員間の債権債務関係につい 売した場合等において生じた組合 共同購買をした物品を組合員に販 組合員に貸し付けて場合、 対して債務を負っている組合員は なお、組合が借り入れた資金を 出資とは関係なく、 組合に 組合が

うことになります。 員が組合のために連帯して保証を 務について全部または 合員は、 している場合、 また、 個人的に無限の責任を負 組合の第三者に対する債 その保証をした組 一部の組合

> 特定の組合員を指名して弁済の青 負担させることは法令違反である めに任じさせること等を総会にお 負わせること、組合の債務につき いて決議し、決議なる故をもって 合員に対して出資額以上の責任を

ときでも、組合員の責任は、 の組合の場合と同様です。 散をし、又は破産の宣告を受けた するに足りない場合において、解 から無効です。 ③組合財産をもって債務を完済

上述

総

ことはできないが、自主的意思に に限度額以上の出損を強制する よって負担しようとすることを阻 止するものではありません。 会の決議である旨をもって組合員 なお、本問のごとき事例も、

#### 効 Q 力について 総会における増資決議の

各年度には総会の決議を要せず 総会において決議されました。 振り当てるべく積み立てることを 力を有し、本件については以後の この決議は、以後においても効 今後5年間配当金を出資金に 合の自己資本充実を図るた

> ろしいでしょうか。 合の積立金となるものと考えてよ 以後5年間の配当金は自動的に組

②したがって、設問のごとく組

ありません。 これに拘束されるというものでは に当たっては各組合員は必ずしも 際の出資金充当のための積み立て 拘束するものとかんがえられ、 を決議した程度にとどまると思わ れ、その範囲において全組合員を 定期間の組合の方針あるいは計画 ご照会の総会の決議は、 実

組合員を強制することはできませ 0 たとえ総会の決議をもってしても 出資額を限度とするものであ すなわち、 増資の引き受けについても、 組合員の責任は、 そ

必要はないが、 合員別に承諾を得ることが必要で したがって、 各年度に組合員の承諾を得る 当初において各組 以後の措置として

### 参照条文

組合法第10条 組合法第5条 (基準及び 原 則